

○熱海市母子家庭等医療費助成要綱

昭和 55 年 3 月 31 日

告示第 15 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、熱海市が母子家庭等に対しその医療を受けるのに必要な費用の一部を助成することにより、母子家庭等の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「母子家庭等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条第 1 項に規定する配偶者のない女子及び同条第 2 項に規定する配偶者のない男子で現に 20 歳の誕生日の前日までの間にある児童を扶養しているもの
- (2) 前号に掲げる者に現に扶養されている 20 歳の誕生日の前日までの間にある児童
- (3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法附則第 3 条第 1 項に規定する児童のうち 20 歳の誕生日の前日までの間にある児童

2 この要綱において「社会保険各法」とは、別表に掲げる社会保険に関する各法律をいう。

3 この要綱において「医療機関等」とは、社会保険各法の規定に基づき療養の給付を取り扱う病院若しくは診療所又は薬局その他のものをいう。

（平 11 告示 30 ・ 平 15 告示 6 ・ 平 16 告示 78 ・ 平 24 告示 120 ・ 平 26 告示 108 ・ 一部改正）

(受給資格者)

第 3 条 医療費の助成を受けることのできる者（以下「受給資格者」という。）は、熱海市に住所を有する母子家庭等（第 2 条第 1 項第 1 号に掲げるもの（第 2 条第 1 項第 3 号に掲げる児童については、その養育者）に現に扶養されている児童であって、進学等の事由により熱海市に住所を有しないものを含む。）で、かつ、社会保険各法の被保険者、組合員又は被扶養者であるものとする。ただし、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 15 条に規定する医療扶助を受けている者並びに児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第 6 条の 4 第 1 項に規定する里親に委託されている児童、同法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により児童福祉施設に入所措置されている児童及び同条第 2 項の規定により指定医療

機関に入院している児童並びに同法第22条の規定により助産施設に入所措置される者を除く。

(平16告示4・平16告示78・平21告示23・平24告示55・平26告示108・一部改正、平28告示80・一部改正)

(助成の停止)

第4条 受給資格者又は受給資格者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でその受給資格者と生計を同じくするもの（受給資格者が第2条第1項第3号に掲げる者である場合は、この者と生計を同じくする者を含む。）に係る前年分の所得税（1月から6月までの間に受けた医療については、前々年分の所得税）の額（所得税法の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法第84条第1項の規定により算定した額をいう。）が0を上回るときは、その年の7月から翌年の6月までは支給を停止する。

(平16告示78・平24告示120・平26告示108・一部改正)

(受給者証の交付)

第5条 医療費の助成を受けようとする者（第2条第1項第3号に掲げるものについてはその養育者）は、次に掲げる書類を、市長に提出し、受給資格について市長の認定を受けなければならない。

- (1) 母子家庭等医療費助成金受給者証交付申請書（様式第1号）
- (2) 社会保険各法の被保険者証又は組合員証（以下「被保険者証」という。）
- (3) 第8条に規定する附加給付がある場合にあっては当該附加給付に関する書類（様式第2号）
- (4) 第4条に定める助成の停止に該当しないものであることを証する書類

2 市長は、前項の認定をしたときは、母子家庭等医療費助成金受給者証（様式第3号）を交付するものとする。

(平26告示108・一部改正、平28告示80・一部改正)

(受給者証の更新申請等)

第6条 受給者証の有効期間が満了し、受給者証の更新を受けようとする者は、毎年6月1日から同月30日までの間に次に掲げる書類を市長に提出し、受給者証の更新を受けなければならない。

- (1) 母子家庭等医療費助成金受給者証更新申請書（様式第1号）

(2) 前条第1項第2号から第4号に掲げる書類

(平28告示80・一部改正)

(受給者証の再交付)

第7条 受給者証を損傷し、又は紛失したため受給者証の再交付を受けようとする者は、母子家庭等医療費助成金受給者証再交付申請書（様式第4号）を市長に提出して、その再交付を受けなければならない。

(平28告示80・一部改正)

(助成の額)

第8条 医療費に対して助成する額は、社会保険各法の規定に基づく健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項に規定する療養に要する費用の算定の例により算定した額から社会保険各法による給付を控除した額（以下「自己負担額」という。）とし、健康保険法第85条第2項に規定する入院時食事標準負担額は対象としない。この場合において、各種法令等の規定による国又は地方公共団体の負担に係る次の各号に掲げる療養費及び医療費並びに入院時食事療養費に関する給付又は健康保険組合等の規約、定款等の規定による附加給付がある場合にあっては、その給付の額を控除するものとする。

(1) 社会保険各法の高額療養費

(2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）により給付される医療費

(3) 熱海市重度心身障害者（児）医療費助成要綱（昭和48年熱海市告示第26号）の医療費

(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第22項の規定に基づく医療費

(5) 児童福祉法第20条の規定に基づく療育医療費

(6) 児童福祉法第21条の5の規定に基づく小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療費

(7) 児童福祉法第24条の20の規定に基づく障害児入所医療費

(8) 熱海市子ども医療費助成条例（平成5年熱海市条例第3号）の医療費

(9) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条の規定に基づく養育医療費

(平6告示62・全改、平14告示76・平16告示78・平20告示89・平22告示42・平24告示55・平25告示35・一部改正)

(受給者証による受診)

第9条 受給者証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）は、医療機関等で診療を受けようとするときは、被保険者証とともに受給者証を提出しなければならない。

2 受給者は、医療機関等で診療を受け当該医療機関から当該支払に係る領収証明を受けるものとする。ただし、当該領収証明は1箇月に1回これを受けることをもって足りるものとする。

（平28告示80・一部改正）

(支給の申請)

第10条 受給者は、医療費の助成金の支給を受けようとするときは、市長に助成金の支給申請を行わなければならない。

2 前項の場合において、受給者が前条の規定により医療機関等に被保険者証とともに受給者証を提示し、診療等を受けたときは、当該医療機関等から提供される情報に基づき、静岡県国民健康保険団体連合会から市長に当該療養等に係る一部負担金その他助成金の額の算定に必要な事項が通知されたことをもって、受給者から市長に助成金の支給申請があったものとみなす。

3 前項の規定にかかわらず、受給者が助成金の支給申請を行うときは、母子家庭等医療費助成金支給申請書（様式第5号）に前条に基づく領収証明又は領収を証明する書類を添付して、市長に支給申請しなければならない。

（平16告示78・全改、平28告示80・一部改正）

(支給額の決定)

第11条 市長は、前条の規定による申請書の内容を審査し、医療費について適当と認めた支給額を決定し、受給者に支給するものとする。

(支給の対象期間)

第12条 医療費助成金の支給対象期間は第5条に規定する申請書の提出があった日の翌日から第2条及び第3条に規定する要件を欠くに至った日（児童が20歳の誕生日となつたときは、その誕生日の前日が属する月の末日）までとする。ただし、受給資格者が他市町村から本市の区域内に転入した場合には転入届をした日から、やむを得ない事由により申請書の提出ができなかった場合においてやむを得ない事由がやんだ日後14日以内に申請書の提出があったときには、当該やむを得ない事由が生じた日から、それぞれ支給対象にすることができる。

(平16告示78・一部改正)

(変更届等)

第13条 受給者は、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかに母子家庭等医療費助成金受給者証交付申請事項変更届（様式第6号）に受給者証及び変更事項を証する書類を添付して市長に届出なければならない。

- (1) 受給資格者の氏名
- (2) 市の区域内における住所
- (3) 受給資格者
- (4) 加入している医療保険
- (5) 医療保険の附加給付の内容
- (6) 支払希望金融機関

2 医療費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、これを市長に届出なければならない。

(平28告示80・一部改正)

(受給資格喪失届)

第14条 受給者が第2条第1項及び第3条の要件を喪失するに至ったとき（前条第1項第3号に該当する場合を除く。以下同じ。）は、母子家庭等医療費助成金受給資格喪失届（様式第7号）に受給者証を添付して、速やかに市長に届出なければならない。

2 受給者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による届出義務者は、その旨を速やかに市長に届出なければならない。この場合において死亡した者に支給すべき医療費の助成金があるときは届出義務者に支給することができるものとする。

(平28告示80・一部改正)

(損害賠償との調整)

第15条 市長は、受給者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その額の限度において母子家庭等医療費助成金の全部若しくは一部を支給せず、又は支給した金額に相当する額を返還させることができる。

(助成金の返還)

第16条 市長は、受給者が偽りその他不正な手段により医療費の助成金の支給を受けたときは、すでに支給した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(平28告示80・一部改正)

(権利の消滅)

第17条 母子家庭等医療費の助成金の支給を受ける権利は、その診療を受けた日の属する月の翌月の初日（医療機関等からの医療費自己負担額の請求が遅延した場合にはその請求のあった日の翌日）から起算して1年間第10条の規定による申請がなかったときは消滅するものとする。

(添付書類の省略)

第18条 市長は、この要綱により申請書又は届出書に添えて提出すべき書類等について証明すべき事実を現有公簿等によって確認することができるときは当該書類を省略することができる。

(受給権の譲渡禁止)

第19条 母子家庭等医療費の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することはできない。

(報告等)

第20条 市長は、母子家庭等医療費の支給に関し必要があると認めるときは、受給者に対して必要な事項の報告を求め、又は質問することができる。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、昭和55年4月1日から施行し、施行日以後の療養に係る助成金から適用する。

附 則（平成6年告示第62号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の熱海市母子家庭等医療費助成要綱の規定は、平成6年10月1日以後の医療費に係る助成から適用する。

附 則（平成11年告示第30号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年告示第76号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成15年告示第6号）

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年告示第4号）

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年告示第78号）

（施行期日）

1 この告示は、平成16年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の熱海市母子家庭等医療費助成要綱の規定は、平成16年12月1日以後の医療費に係る助成から適用し、同日前の医療費に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成20年告示第15号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成20年告示第89号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成21年告示第23号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年告示第42号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年告示第55号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年告示第120号）

この告示は、公示の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成25年告示第35号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第1条中熱海市地域生活支援事業実施要綱別表第3の改正規定及び様式第1号の改正規定並びに第4条中熱海市母子家庭等医療費助成要綱第8条第4号の改正規定（「第5条第23項」を「第5条第22項」に改める部分に限る。）は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年告示第108号）抄

1 この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成28年告示第80号）

1 この告示は、公示の日から施行する。

2 この告示の施行の際現に改正前の熱海市母子家庭等医療費助成要綱（以下「旧要綱」という。）の規定及び様式により提出されている申請書は、改正後の熱海市母子家庭等医療費助成要綱の相当する規定及び様式により提出された申請書とみなす。

3 この告示の施行の際現に旧要綱の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

別表（第2条関係）

（平6告示62・全改、平11告示30・一部改正）

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (4) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (5) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

第1号様式（第5条関係）

母子家庭等医療費助成金受給者証

交付
更新

請書

年 月 日

熱海市長 あて

住 所

申請者

氏 名
連絡先

印

次のとおり、母子家庭等医療費の助成を受けたいので、受給者証の
また、受給資格の有無及び所得に関して公募等で確認されることに同意します。

医療費の給付を受ける者	氏 名	個人番号	性別	住 所	生年月日	申請者との続柄	
			男・女				本人
			男・女				
			男・女				
			男・女				
			男・女				
			男・女				
扶養義務者			男・女				
			男・女				
			男・女				
加入医療保険	記 号 番 号	記号		番号			
	保 険 者 名	<input type="checkbox"/> 熱海市					
		<input type="checkbox"/>					
	所 在 地					附加給付の有無	
加入者名					有・無		
支払希望金融機関	名称	支店名	口座名義(カタカナ)	口座種別	口 座 番 号		

様式第2号 (第5条関係)

附加給付内容証明願					
保険者名					
被保険者証		記号		番号	第号
被保険者	住所				
	氏名				
上記被保険者について、次のとおり附加給付の内容を証明してください。					
年 月 日					
保険者(事業主) 様					
		被保険者	住所	印	
		氏名			
各保険者(事業主)にお願い。					
この証明書は、 市町村が実施している医療費助成制度に使用するものですから御協力をお願いします。					
証明書					
附加給付の内容		(算式)			
上記のとおり証明します。					
年 月 日					
所在地					
保険者(事業主) 名称					
代表者名 印					

様式第3号(第5条關係)

表

三

母子家庭等医療費助成金受給者証	
公費負担者番号 受給者番号	
住所 受給申請者 氏名	男・女
生年月日	年月日
有効期間	年月日から 年月日まで
摘要	要
発行機関印	静岡県 熱海市長 印
交付年月日	年月日

受給者の方へ

- 1 この証は、あなたが医療費の助成を受けることができる証ですから、大切に保管してください。
- 2 医療機関等で診察を受ける時は、この証を必ず被保険者証と一緒に医療機関等の窓口に提示してください。
- 3 医療費の自己負担分は、医療機関等の窓口でいったんお支払いください。
- 4 この証は、静岡県外の医療機関では使用できません。
県外の医療機関で受診した時は、保険診療の領収書を添えて、本市(町村)へ助成金の交付申請をしてください。
- 5 次の場合は、必ず本市(町村)へ届け出してください。
 - (1) 母子家庭等でなくなったとき。
 - (2) 生活保護を受けたとき。
 - (3) 加入医療保険に変更があったとき。
 - (4) 受給対象者が死亡したとき。
 - (5) 氏名又は住所を変更したとき。
- 6 県内の他の市町村へ転出した場合は、転出先の市町村で新たに受給者証の申請をしてください。
- 7 この証を破損したり、紛失したときは、再交付を受けてください。
- 8 受給資格がなくなったときは、速やかに返還してください。
- 9 有効期限を過ぎたときは、速やかに返還して更新交付を受けてください。

医療機関の方へ

- 1 (制度概要)
母子家庭等医療費助成は、当該制度の受給者(以下、「受給者」という。)が医療を受けるために必要な費用(以下「自己負担分」という。)の一部を市町村が助成する制度です。
- 2 (助成対象者)
当該制度の対象児童年齢は、20歳の前日が属する月までの年齢の児童と、その児童を養育する母子家庭の母及び父子家庭の父で一定の要件を満たし市町村長が認定した者です。
- 3 (助成方法)
助成方法は、受給者が静岡県内の医療機関を受診した際、当該医療に要した医療費の自己負担分を医療機関会計窓口で支払い、この結果を医療機関の報告に基づき当該受給者証発行元の市町村が受給者に、当該自己負担分を還付する方式(自動償還払方式)です。
- 4 (受給者証の確認)
医療機関受診当日、受給者証を持っていない受給者については、国保連合会あての「母子家庭等医療費明細書」の取扱い対象者には含めないでください。
- 5 (有効期限の確認)
この制度の受給対象者は、表面の「母子家庭等医療費助成金助成対象者」に記載されている有効期限内の者ですので、医療機関窓口で当受給者証の提示を受けたときは、必ず該当助成対象者の有効期限の確認をお願いします。

様式第4号 (第7条関係)

母子家庭等医療費助成金受給者証再交付申請書

年 月 日

熱海市長 あて

住 所
申請者 氏 名 印

母子家庭等医療費助成金受給者証を 破損 したので再交付を申請します。
亡失

受 給 資 格 者	氏 名	性 別	住 所	生年月日	続 柄
		男 女			
		男 女			
		男 女			
		男 女			
		男 女			
亡 失 年 月 日	年 月 日				

様式第5号(第10条関係)

月分

市 町 村 記 入 欄	自 己 負 担 額	控除額・附加給付額	支 給 額	備 考 欄
	円	円	円	病名
	附 加 給 付 額 の 算 定			
	市町村民税課税状況	課 稅	・ 非課税	

受 給 者 記 入 欄	母子家庭等医療費助成金支給申請書					年 月 日
	熱海市長 あて					住所
【受給者】					氏名	印
					電話	
受給 者証 入 欄	記 号			加入 医療 保険	記 号	
番 号	第 号			番 号	保険者名	
受診 者名	氏 名			附加給付	有	・ 無
者名	生 年 月 日	昭・平 年 月 日				

医 療 機 関 記 入 欄	保 险 診 療 等 領 収 証 明							
	保険診療による自己負担額		※					円
	うち薬剤費負担額		※					円
	入院時食事標準負担額		※ 日 × 円 =					円
	計		※					円
	※	診 療 期 間 (1カ月分ごと)	入 院	無	・	有	(月 日 から 月 日 まで)
	※	年 月 日	所在地					
※ 医療機関等 名 称							印	
代表者名								

(注) 医療機関等は、※印のみ記入してください。

様式第6号（第13条関係）

母子家庭等医療費助成金受給者証交付申請事項変更届

年　月　日

熱海市長　　あて

住 所
受給者
氏 名

次のとおり、母子家庭等医療費助成金受給者証交付申請の内容に変更があったので届けます。

変更の内容	(1) 氏名	(2) 住所	(3) 受給資格者
	(4) 加入医療保険	(5) 附加給付	(6) 金融機関
	変更前		
	変更後		
	変更年月日		

- (注) 1 「変更の内容」欄は、該当する事項を○で囲むこと。
2 加入医療保険に変更があった場合は、被保険者証又は組合員証を添付すること。
3 受給資格者に増減があったときは、戸籍抄本等を添付すること。
この場合受給資格者の増は変更後、減は変更前欄に記入のこと。
4 附加給付に変更があったときは、附加給付に関する証明書を添付すること。この場合は、変更前、変更後欄は記入不要
5 受給者証を添付すること。

様式第7号（第14条関係）

母子家庭等医療費助成金受給資格喪失届

年　月　日

熱海市長　　あて

受給者　住　所

氏　名

次のとおり、母子家庭等医療費助成金受給資格を喪失したので届けます。

受給者　氏名				
受給者　証記号			番号	第号
資格喪失の 理由				
資格喪失年月日	年　月　日			

(注) 受給者証を添付すること。

第1号様式（第5条関係）

（平13・平20告示15・一部改正、平28・一部改正）

第2号様式（第5条関係）

（平13・一部改正、平28・一部改正）

第3号様式（第5条関係）

（平16告示78・全改、平28・一部改正）

第4号様式（第7条関係）

（平13・一部改正、平28・一部改正）

様式第5号（第10条関係）

（平13・一部改正）

第6号様式（第13条関係）

（平13・一部改正、平28・一部改正）

第7号様式（第14条関係）

（平28・一部改正）

